

議 案 参 考 資 料

[令和 7 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

建築指導課 建築審査係

議案名

議案第 13 号 桐生市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例案

趣旨・目的

桐生市手数料条例に規定する手数料のうち、建築指導課が事務を所管する手数料部分を分割し、事務を規定する法律ごとに新規の手数料条例とするものです。

概 要

議案第 10 号と同様、桐生市手数料条例別表第 3「建築等に関する手数料」及び別表第 2「開発許可等に関する手数料」について、桐生市手数料条例から分割し、新規の手数料条例とするものです。

※ 本条例は、手数料表の分割のみで、規定する内容に変更はありません。

(施行期日：令和 7 年 4 月 1 日)

背景・経過

桐生市で徴収する手数料については、一部を除き原則として「桐生市手数料条例」において一括で規定していましたが、近年の頻繁な法改正により複雑な表現になっていることから、わかりやすい形式とするため、現行の手数料条例から分割し、新規に 7 本の手数料条例(建築等に関する手数料条例 4 本、開発許可等に関する手数料条例 3 本)を制定するものです。